

[朝鮮高校に差別なく高校無償化適用を求めるネットワーク愛知会則]

第1条（名称と所在地）

本会は『朝鮮高校に差別なく高校無償化適用を求めるネットワーク愛知』と称し、事務所を豊明市栄町南館 55 番地に置く。

第2条（目的）

「高校無償化」からの朝鮮高校排除に反対し、朝鮮高校への「高校無償化」を実現することを目的とする。

第3条（活動と事業）

本会は、この目的達成に向けて、次のような事業と活動に取り組む。

- ① 日本政府・文部科学省および関係機関、議員などへの要請
- ② 署名、街頭宣伝、集会、学習会、シンポジウム、交流会などの開催
- ③ 本会の目的達成のための裁判支援
- ④ 会報の発行とブログの開設などの広報
- ⑤ 立場・意見の違いを乗り越えた、多彩で広範なネットワークの形成
- ⑥ 本会の目的達成に関わる諸事業

第4条（会員）

本会の会員は本会の目的に賛同して加入した個人と団体であり、個人・団体にかかわらず互いに対等・平等である。

第5条（役員）

本会には共同代表若干名、事務局員若干名を置く。

第6条（事務局会議）

本会には共同代表と事務局員で構成する事務局会議を置く。

事務局会議は、前第3条記載の活動について、協議し、決定し、執行する。

第7条（財政）

本会の財政は会費および賛助金（カンパ）、その他の収入でもって充てる。

会費は年間一口1千円とする。

会計監査を置き、会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第8条（付則）

本会の会則は2011年 4月 1日より執行される。